



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 教育委員会規則	所管課(室)名
○長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則	教育政策課
○長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則	//
○長崎県教育職員免許状再授与審査会規則の一部を改正する規則	働きがい推進室
○長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	高校教育課
◎ 教育委員会訓令	
○長崎県教育庁決裁規程の一部改正	教育政策課

## 教育委員会規則

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

### 長崎県教育委員会規則第10号

長崎県教育庁組織規則の一部を改正する規則

長崎県教育庁組織規則(昭和48年長崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
第2章 組織 (本庁の分課等)		第2章 組織 (本庁の分課等)	
第4条 略		第4条 略	
課(室)	班	課(室)	班
教育政策課	総務・法制班 人材戦略班 給与制度班 給与管理班 企画広報班	教育政策課	総務班 人材戦略班 法務・給与制度班 旅費給与班 財務調整班 情報化推進班
教育人事課	総務・免許班 小学校人事班 中学校人事班 県立学校人事班		
		働きがい推進室	
福利厚生室		福利厚生室	
教育環境整備課	総務助成班 県立学校施設班 県立学校管理班	教育環境整備課	総務助成班 県立学校施設班 県立学校管理班
義務教育課	総務企画班 ふるさと教育班 未来教育班	義務教育課	総務企画班 ふるさと教育班 未来教育班 小学校人事班 中学校人事班
高校教育課	総務企画班 新たな学び班 キャリア教育班	高校教育課	総務企画班 新たな学び班 キャリア教育班 高校魅力化班 県立学校人事班
特別支援教育課	企画班 指導班	特別支援教育課	企画班 指導班

教育DX推進課	総務班 教育DX班 情報化推進班
児童生徒支援課	総務・教育相談班 多様な学び・指導班
生涯学習課	総務管理班 地域教育班 県民学習班
学芸文化課	総務管理班 文化財班 教育文化班
体育保健課	総務管理班 学校体育班 競技力向上対策班 健康教育班

教育DX推進室	
児童生徒支援課	総務・教育相談班 多様な学び・指導班
生涯学習課	総務管理班 地域教育班 県民学習班
学芸文化課	総務管理班 文化財班 教育文化班
体育保健課	総務管理班 学校体育班 競技力向上対策班 健康教育班

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる室を置く。

課	室
高校教育課	ながさき次世代高校創生室

(分掌)

第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。
- (16) 略
- (17) 教育庁内各課、室及び知事部局等との連絡調整に関すること。
- (18) 教育庁内他課及び室の所管に属しないこと。
- (19) 福利厚生室の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- (20) 学校職員の服務における条例規則等の改廃等に関すること。
- (21) 学校職員（事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、その他の人事及び服務の指導に関すること。
- (22) 学校職員の組織する職員団体に関すること。

第6条 教育人事課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員（事務職員を除く。）の働き方改革推進の企画・立案等具体的取組に関すること。
- (2) 教員採用に係る広報に関すること。
- (3) 教育職員の免許状に関すること。
- (4) 県費負担教職員（事務職員を除く。）及び県立学校職員（事務職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事、服務の指導に関すること。
- (5) 県費負担教職員（事務職員を除く。）及び県立学校職員（事務職員を除く。）の研修に関すること。（他の課及び室の所管に属するものを除く。）
- (6) 教員採用選考試験に関すること。

第9条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 県費負担教職員及び幼稚園教員の研修に関すること。（他の課及び室の所管に属するものを除く。）
- (5)～(12) 略

(分掌)

第5条 教育政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) 教育行政に関する相談に関すること。
- (16) 略
- (17) 電算業務に関すること。
- (18) 教育庁内各課、室及び知事部局等との連絡調整に関すること。
- (19) 教育庁内他課及び室の所管に属しないこと。
- (20) 福利厚生室の庶務及び予算経理の事務に関すること。
- (21) 学校職員の服務における条例規則等の改廃等に関すること。
- (22) 学校職員（事務職員に限る。）の任免、分限、懲戒、その他の人事及び服務の指導に関すること。
- (23) 学校職員の組織する職員団体に関すること。

第6条 働きがい推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員（事務職員を除く。）の働き方改革推進の企画・立案等具体的取組に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 教育職員の免許状に関すること。

第9条 義務教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 県費負担教職員及び幼稚園教員の研修に関すること。
- (5)～(12) 略
- (13) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及び服務の指導に関すること。

第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 教育センターに関すること。

(16) 特別支援教育課の庶務及び予算経理の事務に関すること。

(ながさき次世代高校創生室)

(17) 県立学校の教育改革及び再編整備に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）

(18) 県立学校の設置及び廃止に伴う条例の改廃に関すること。（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）

第10条の2 教育DX推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 電算業務に関すること。

(本庁の組織上の職)

第20条 略

2 前項で定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織上の職を同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組 織	職 務
人事管理監（小中学校人事担当）	教育人事課	関係職員を指揮監督して市町立小学校、中学校及び義務教育学校職員の人事に関する重要な特定の事務を掌理する。
人事管理監（県立学校人事担当）	教育人事課	関係職員を指揮監督して県立学校職員の人事に関する重要な特定の事務を掌理する。

3～4 略

第10条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 県立学校職員（事務職員を除く。）の任免、分限、懲戒その他の人事及びサービスの指導に関すること。

(16) 教員採用選考試験に関すること。

(17) 教育センターに関すること。

(18) 教育DX推進室及び特別支援教育課の庶務及び予算経理の事務に関すること。

(19) 県立学校の教育改革及び再編整備に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）

(20) 県立学校の設置及び廃止に伴う条例の改廃に関すること（特別支援教育課の所管に属するものを除く。）

第10条の2 教育DX推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(本庁の組織上の職)

第20条 略

2 前項で定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織上の職を同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職にある者は、上司の命を受け、それぞれ同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	組 織	職 務
人事管理監	義務教育課 高校教育課	関係職員を指揮監督して学校職員の人事に関する重要な特定の事務を掌理する。

3～4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職を命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
教育政策課 総務班	教育政策課 総務・法制班
同 法務・給与制度班 課長補佐	同 給与制度班 課長補佐
同 同	同 同
同 旅費給与班	同 給与管理班
同 財務調整班	同 企画広報班
高校教育課 高校魅力化班 参事	ながさき次世代高校創生室 参事
同 同 課長補佐	同 課長補佐
同 同 係長	同 係長
教育DX推進室 課長補佐兼主任指導主事	教育DX推進室 教育DX班 課長補佐兼主任指導主事

同 係長	同 同 係長
同	同

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

**長崎県教育委員会規則第11号**

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則

長崎県教育機関の組織及び管理運営に関する規則（昭和47年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前														
<p>(教育機関の名称)</p> <p>第3条 教育機関の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	位置	略	略	略	略	<p>(教育機関の名称)</p> <p>第3条 教育機関の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長崎県立千々石少年自然の家</td> <td>雲仙市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	名称	位置	略	略	長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市	略	略
名称	位置														
略	略														
略	略														
名称	位置														
略	略														
長崎県立千々石少年自然の家	雲仙市														
略	略														

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

**長崎県教育委員会規則第12号**

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則の一部を改正する規則

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則（令和7年長崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>県教育庁教育人事課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 審査会の庶務は、<u>県教育庁働きがい推進室</u>において処理する。</p>

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

**長崎県教育委員会規則第13号**

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(評価者)</p>	<p>(評価者)</p>

第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	教育人事課長	県教育政策監	県教育長
副校長 教頭	校長	教育人事課長	県教育政策監
事務長		教育政策課長	県教育次長
部主事		特別支援教育課長	県教育政策監
主幹教諭（部主事を除く。）指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。）養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。）栄養教諭 実習助手 寄宿舍指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の内で校長が指定する者	—	校長
船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）			

備考 遠隔授業を担当する教頭の一次評価者及び教諭、事務職員の最終評価者については、長崎県立大村高等学校長が教育DX推進課長に委任できるものとする。

第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	高校教育課長	県教育政策監	県教育長
副校長 教頭	校長	高校教育課長	県教育政策監
事務長		教育政策課長	県教育次長
部主事		特別支援教育課長	県教育政策監
主幹教諭（部主事を除く。）指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。）養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。）栄養教諭 実習助手 寄宿舍指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の内で校長が指定する者	—	校長
船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）			

備考 遠隔授業を担当する教頭の一次評価者及び教諭、事務職員の最終評価者については、長崎県立大村高等学校長が教育DX推進室長に委任できるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第2号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第8条関係） 課長等	別表第1（第8条関係） 課長等
教育政策課長 10 広報印刷物の発行及び配布に関すること。	教育政策課長 10 教育政策監及び教育次長の児童手当の認定及び廃止の認定に関すること。
11 教育政策監及び教育次長の児童手当の認定及び廃止の認定に関すること。	11 職員及び学校職員に係る扶養親族（配偶者及び子を除く。）の認定に関すること。
12 職員及び学校職員に係る扶養親族（配偶者及び子を除く。）の認定に関すること。	

	<p>13 県費負担教職員及び県立学校長の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の承認に関すること。 14 職員及び学校職員（事務職員に限る。）の産休代替職員及び育児休業代替職員の任免に関すること。</p>	<p>12 県費負担教職員及び県立学校長の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の承認に関すること。 13 職員及び扶養手当学校職員（事務職員に限る。）の産休代替職員及び育児休業代替職員の任免に関すること。</p>
<p>教育人事課長</p>	<p>1 県立学校職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員（事務職員を除く。）の働き方改革推進の企画・立案等具体的取組に関すること。 2 教員採用試験に関する広報印刷物の発行及び配布に関すること 3 教育職員免許状の交付に関すること。 4 教育職員免許状の再交付及び書換えに関すること。 5 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員（事務職員を除く。）の職務専念義務の免除の承認（別に定めるものを除く。）に関すること。 6 県費負担教職員（事務職員を除く。）及び県立学校職員（事務職員を除く。）の育児休業の承認に関すること。 7 県費負担教職員（事務職員を除く。）の産休補助教職員、育児休業補助教職員及び病休補助教員の任免に関すること。 8 県立学校の産休補助教職員及び育児休業補助教職員（事務職員を除く。）、病休補助教員、非常勤講師、学校医、薬剤師、栄養士の任免に関すること。 9 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員（校長、事務職員を除く。）の特別休暇の承認に関すること。 10 長崎県立学校管理規則第33条及び第34条に規定する主任等の発令に関すること。 11 県費負担教職員（事務職員を除く。）及び県立学校職員（事務職員を除く。）の履歴事項等の照会、証明に関すること。</p>	
		<p>働 き が い 推 進 室 長</p> <p>1 県立学校職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員（事務職員を除く。）の働き方改革推進の企画・立案等具体的取組に関すること。 2 広報印刷物の発行及び配布に関すること。 3 教育職員免許状の交付に関すること。 4 教育職員免許状の再交付及び書換えに関すること。</p>
<p>略 略 義務教育課長</p>	<p>1 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の二部授業の届出の処理に関すること。</p>	<p>略 略 義務教育課長</p> <p>1 県費負担教職員（事務職員を除く。）の履歴事項等の照会及び証明に関すること。 2 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の二部授業の届出の処理に関すること。 3 県費負担教職員（事務職員を除く。）の育児休業の承認に関すること。 4 県費負担教職員（事務職員を除く。）の産休補助教職員、育児休業補助教職員及び病休補助教員の任免に関すること。</p>
<p>高校教育課</p>	<p>1 県立の中学校及び高等学校の修学旅行、現場実習、校外実習等の校外活動の届出の受理及び承認に関すること。 2 長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員</p>	<p>高校教育課</p> <p>1 県立の中学校及び高等学校の修学旅行、現場実習、校外実習等の校外活動の届出の受理及び承認に関すること。 2 長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員</p>

<p>長 会規則第3号) 第4条第2項、第4条の2第5項、第6条、第10条及び第11条第2項の規定に基づく県立高等学校からの届出の受理及び承認に関すること。</p> <p>3 長崎県立中学校管理規則(平成15年長崎県教育委員会規則第12号) 第4条、第5条、第8条、第12条の規定に基づく届出の受理及び承認に関すること。</p>	<p>長 会規則第3号) 第4条第2項、第4条の2第5項、第6条、第10条及び第11条第2項の規定に基づく県立高等学校からの届出の受理及び承認に関すること。</p> <p>3 長崎県立中学校管理規則(平成15年長崎県教育委員会規則第12号) 第4条、第5条、第8条、第12条の規定に基づく届出の受理及び承認に関すること。</p> <p>4 <u>県立学校職員(事務職員を除く。)の育児休業の承認に関すること。</u></p> <p>5 <u>職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員(事務職員を除く。)の職務専念義務の免除の承認(別に定めるものを除く。)に関すること。</u></p> <p>6 <u>職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員(校長、事務職員を除く。)の特別休暇の承認に関すること。</u></p> <p>7 <u>県立学校職員(事務職員を除く。)の履歴事項等の照会及び証明に関すること。</u></p> <p>8 <u>県立学校の産休補助教職員及び育児休業補助教職員(事務職員を除く。)、病休補助教員、非常勤講師、学校医、薬剤師、栄養士の任免に関すること。</u></p> <p>9 <u>長崎県立学校管理規則第33条及び第34条に規定する主任等の発令に関すること。</u></p>
<p>略 略</p>	<p>略 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥  
ツク  
ク  
リ  
ン  
ト